

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和2年12月11日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 守屋常雄君
- 18番 諸橋太一郎君
- 19番 市川圭一君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 1名

- 11番 池辺己実夫君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	本 多 聡 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長	飯 野 喜 行 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
庶務議事課主査	宮田	修君

令和2年第4回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和2年12月11日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 83号 牛久市第4次総合計画基本構想の策定について
- 日程第 2. 議案第 84号 牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について
- 日程第 3. 議案第 85号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 86号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 87号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 88号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 89号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 90号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 91号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第 92号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12. 議案第 94号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13. 議案第 95号 令和2年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14. 議案第 96号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15. 議案第 97号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16. 議案第 98号 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17. 議案第100号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第18. 議案第101号 指定管理者の指定について
- 日程第19. 意見書案第10号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について
- 日程第20. 意見書案第11号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について

て

日程第 2 1. 意見書案第 1 2 号 コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出
について

日程第 2 2. 決議案第 4 号 福祉に関連する諸政策の推進を求める決議について

日程第 2 3. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

11番池辺己実夫君より欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第83号ないし日程第18、議案第101号の18件、日程第19、意見書案第10号ないし日程第21、意見書案第12号の3件、日程第22、決議案第4号の1件を一括議題といたします。



議案第 83号 牛久市第4次総合計画基本構想の策定について

議案第 84号 牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について

議案第 85号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 87号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 89号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 91号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 92号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

議案第 94号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 95号 令和2年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 96号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 97号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 98号 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第100号 損害賠償の額を定めることについて

議案第101号 指定管理者の指定について

意見書案第10号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について

意見書案第11号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について

意見書案第12号 コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出について

決議案第4号 福祉に関連する諸政策の推進を求める決議について

○議長（石原幸雄君） これより議案第83号ないし議案第101号の18件、意見書案第10号ないし意見書案第12号の3件、決議案第4号の1件について、順次質疑を許します。

なお、ここで自席にて暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時03分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、質疑の間の議席を指定いたします。

議席はただいま御着席のとおり、指定をいたします。

ここで、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、自己の意見を述べるができないことは言うまでもなく、内容を的確に捉え、議題に関して明瞭、簡潔にその範囲を超えないようお願いいたします。また、答弁に際しては、的確かつ簡潔、明瞭にされるようお願いをいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いをいたします。

初めに、議案第83号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第83号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第84号についての質疑を許します。21番遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） それでは、議案第84号について質問いたします。

まず、この条例制定の背景といいますか、理由について。そして、対象者の範囲ですね。条件、どういう方がこの範囲になるのか、その点を伺います。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） お答えいたします。

条例制定の理由としましては、条件付採用期間の職員及び臨時的任用職員の雇用期間が短期であるため、また条件付採用期間は実地の能力の実証をしている期間ということで、あえて身分を保障することは必要ないということでされております。しかし、これらの職員についても、分限処分に関する公正の取扱いの原則というのは適用されます。その分限について、条例で定めることができるとされておりますので、この第84号の条例を定めることによって、その範囲内で身分を保障するために条例を制定するものであります。

対象としては、条件付採用期間中の職員、採用してから6か月間の職員ですね。それと、常勤職員が欠けた場合に、本格的業務を行える臨時職員が該当となります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） この条例の制定の中の第2条、分限の部分であります。ここにありまして、その意に反して免職することができるかとあります。分限というのは職員の身分を失う処分であると思っておりますが、この職員の意に反してする不利益の処分、これをそういうふうを考えるものなのですが、免職以外に検討はされたのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 免職以外にも検討はしております。ただ、そのほかに休職、降任、降給等ありますけれども、今回条例に記載しているのは免職することができるということ。この第2条を制定することによって、これらに該当しない場合は逆に免職できないという形になると思っておりますけれども、以上です。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。16番黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 議案第84号牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例についてであります。これは、私、総務常任委員会に係る議案でございますが、私は委員長なので発言する機会がございませんので、この場を借りまして質問したいと思っております。

今回の臨時採用職員に対しまして、この議案第84号で分限の内容についてでありますけれども、分限には今回僚議員が質問しましたように、免職、休職、降任、降給の処分に分かれています。この職員がここの第84号に掲げてありますように、5項目に該当するときは免職とされておりますが、この免職が一番重いと理解するわけですが、この表現の仕方として免職としたのはどのような理由なのか。また、今までに、今回は臨時職員の分限でございますけれども、一般正規職員の、そしてまた会計年度でありましても、一応公務員としての不服申請をして、措置要求されたことはございますか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） ただいまの質問なのですが、臨時職員については、常勤職員が欠けたときに、その業務を担うことで、短期間に任用するわけなのですが、免職以外の休職、降任、降給については、臨時職員にはなじまないということで、条例にはうたっていないということになります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 今、答弁いただきましたけれども、臨時職員には先ほど申しましたように、免職以外はその処分の方法としてなじまないというような意味づけで、免職という

ような表現にしたということですが、そのほかにもう一つ、今までにこのような一般的な牛久市の職員に対しまして、不服申請として措置要求されたことはございますかということをお聞きしたのですが、その答弁がございませんでしたが、お願いします。

○議長（石原幸雄君） 着座のまま、暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時14分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） すみませんでした。

公平委員会への、その分限免職に対する措置要求というのはございません。以上です。ありません。はい。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。14番杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 議案第84号、牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について質問いたします。

第2条では、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して免職することができると思いますが、私は今回その中の第4号で、定数の改廃または予算の減少により過員を生じたときとあることに関して質問いたします。

まず、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用期間中の職員というのは、期間の定めのある労働契約、つまり有期労働契約を想定しているのではないかと考えますが、まずその確認をさせていただきます。

そして、もし有期労働契約である場合、労働契約法の第17条、使用者は期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができないとしてあることに抵触しているのではないかと考えます。

厚生労働省の発行した労働契約法のあらましによれば、このやむを得ない理由があると認められる場合は、解雇権濫用法理における客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上、相当であると認められない場合以外の場合よりも狭いと解されます。例えば契約期間中であっても、一定の事由により解雇ができる旨を、労働者及び使用者が合意していた場合であっても、当該事由に該当することをもってやむを得ない事由があると認められるものではなく、実際に行われた解雇について、やむを得ない事由があるか否かが個別具体的な事案に応じて判断されるのであります。

そして、労働契約法第17条は、解雇することができない旨を規定したものであることから、やむを得ない事由があるという評価を基礎づける事実についての主張立証責任は使用者側が負うものだとしています。

他方で、この労働契約法は、第21条で国家公務員及び地方公務員については適用しないと適用除外規定を設けていることは認識しております。また、地方公務員法第28条第1項の降任し、または免職することができる該当事項として、第3号で職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合が明記されていることも認識しております。

しかし、地方公務員法第58条の他の法律の適用除外等の条項には、労基法第19条は含まれておらず、地方公務員には労働基準法の解雇制限に関する規定が適用されます。分限免職というのは、民間企業で言うところの解雇に相当します。解雇制限の具体的なルールは、判例法理に委ねられ、それが整理解雇の4要件と言われるものであります。判例は、解雇権の濫用かどうかの判断基準として、1番目に人員整理の必要性、2番目に解雇回避努力義務の履行、3番目に被解雇者選定の合理性、4番目に労働者側に対する説明協議の諸点を挙げています。特に2番目の解雇回避努力義務の履行が……。

○議長（石原幸雄君） 発言者、杉森弘之君に申し上げます。質疑でありますので、簡潔にお願いいたします。

○14番（杉森弘之君） 質問の意味を説明しているところであります。

大きな判断基準となっております。

改めて、今回の条例の第2条で、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して免職することができることあり、その中の第4号で定数の改廃または予算の減少により過員を生じたときとありますが、この規定は任命権者側の一方的な都合だけで職員の都合を全く顧みない、そして何より解雇を回避する努力が全く考慮されないような内容に見えます。もしこの規定だけに沿って解雇、すなわち分限免職が行われた場合、労働基準法の解雇制限に反するものと考えられます。そのため、自治体によってはこの4号を除外した内容にしているところもあると仄聞しております。そこで、このような内容の分限免職がこれまで行われたことがあるのか、臨時職員に対してですね。このことを第2番目に質問します。

そして、今後の問題として、この規定によって、今後定数の改廃または予算の減少により過員を生じたときにおいても、任命権者側の一方的な都合だけでなく、職員の都合を十分に考慮し、解雇を回避する努力も十分に果たすべきと考えますが、執行部の考え方をお聞きいたします。これが3つ目の質問です。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。

着座のまま、暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時20分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） すみませんでした。

まず、1つ目の質問なのですけれども、有期労働契約であるかというところ、それはそのとおりでございます。

2つ目の質問なのですけれども、これまでに分限処分、免職になった者があるか、それはありません。

3つ目なのですけど、条件付採用期間中の職員については、有期労働契約ではありません。

○議長（石原幸雄君） ここで着座のまま、暫時休憩をいたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

執行部の答弁を求めます。総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） すみませんでした。

2つ目の質問で、第4号の定数の改廃または予算の減少によりということなのですけれども、職員の定数に関しましては、現状で条例定数が545名で、実際の令和2年4月1日の職員数が389名となっておりますので、なかなか定数が減ったことによりということは考えられないと思うのですけれども、それを該当させたことも今までにはございません。ありません。

○議長（石原幸雄君） 答弁漏れですか。総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 先ほど間違っただけで答弁してしまったのですけれども、分限による免職についても、今までに処分したことはありません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君に申し上げます。再度質疑の点を指摘してください。

○14番（杉森弘之君） 3つ目の質問は、今後もし定数の改廃または予算の減少により過員を生じたときにおいても、任命権者側の一方的な都合だけでなく、職員の都合を十分に考慮し、解雇を回避する努力も十分に果たしながら考えていくべきだと考えますが、御見解はいかがですかということ聞いています。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） すみませんでした。

条例定数で定めている数字を改廃するという点なのですが、その件に関しましては、もし改正する場合については、その点はきちんと考慮して検討していきたいと考えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） よろしいですか。

本議案について、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第84号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第85号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第85号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第86号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第86号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第87号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第87号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第88号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第88号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第89号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第89号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第90号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第90号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第91号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第91号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第92号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第92号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第93号についての質疑を許します。19番市川圭一君。

○19番（市川圭一君） それでは、議案第93号のうちの商工費、中小企業に資金融資の助成をするについて、何点か質問させていただきます。

まず1つ、情報発信の仕方なのですが、ホームページ上には既に掲載がされていると思います。私もホームページを確認させていただきました。その中で、やっぱり気になるのが、赤文字で「議会の承認が前提となります。申請受付は12月18日以降となります。12月10日更新」となっているのですが、情報発信ということで早めにこういう情報を発信するということはやぶさかではないのですが、議会の承認が前提となりますという、何かこちら側に投げているような気がいたしますので、このような発信の仕方はどうなのかなというのがまず1点。

あと、これは1億円という形で、上限が最大50万円、1事業所となっております。1回限り。そうすると、マックス50万円で1億円となると200社というのが想定されると思うのですが、仮に申込みがこの想定を上回った場合、どうするのか。

また、この対象の範囲ですが、コロナウイルス感染防止として取り組む設備の整備等に要する経費総額となっておりますが、事業所等が対象範囲、例えば清掃業者だとか、除菌を依頼したとか、あとは空調ですよ、そういうのも含まれていくのか。その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

まず、一番最初の情報発信の仕方というところでございます。今、議員おっしゃるように、ちょっと早めにお知らせをさせていただきました。それは、今問合せが非常に多うございます。かなり担当課に問合せが来ておりますので、我々としては、もちろん議会の議決の承認が前提であるということをもって、なるべく早く皆様にこういうものがあるのですよというのをお知らせしたかったというのがありましたので、今議員がおっしゃるように、ちょっと勇み足なのではないかということであれば、そこは大変申し訳なかったというところがありますけれども、あくまでも議会の議決をいただいた後ということをお願いしたいと思います。

2点目のほうですね。200社、一応予算的には50万円掛ける200社で1億円ということですが、上回った場合はというところでございます。こちらは、もしこの予算がオーバーするような申込みがあった場合ということですが、我々としては、今回コロナウイルス対策にこういうものやっていたものを全て、この中で希望があった人には出したいと思っています。ですから、もし上回った場合は予算措置をして、きちんと対応させていただければと思っております。

それと、その内容ということでございますが、今回、コロナウイルス感染防止対策機器等購

入というのと、コロナウイルス感染防止対策工事という2本立てでございます。簡単に内容を申し上げますと、まず機器等購入のほうは、仕切り用アクリル板であったり、ビニールカーテン、空気清浄機、非接触型体温計、非接触型消毒液ディスペンサー、その他市長が感染予防対策に必要と認める物品及び機器ということになっております。

対策工事のほうですけれども、こちらはパーティション設置工事、換気設備の整備または改修に係る工事、それからその他市長が感染予防対策に必要と認める工事となっております。

御質問の清掃とか除菌ということですが、あくまでも備品の購入、あるいは対策の工事を該当としておりますので、単なる消耗品の購入とか、単なる掃除だけというのは該当はないということでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○19番（市川圭一君） 早め早めにやるということは、本当に私も大賛成なんです。やはりこういう時期ですから、各事業所は牛久市がこういうことに取り組んでいるのだなということに対しては、大変意義のあることだと思っております。ただ、やはり赤でああいうふうに強調されていると、議会自体が前提ですよみたいな感じに取られちゃうのが、今度あまりにも、今度ほかのやり方の手法でこういうことをやられてくると、議会は全部丸投げかよ、議会にとこの感じになりますので、ちょっとその発信の仕方、やり方をもう少し考えてやっていただけたらなと。その点は、ちょっとお願いしたいと思っております。

あと、今備品購入、工事とありましたが、そうしますと補助金のこの受け方ですね。いわゆる業者というか、これを設置するなり、やる事業所が先に立て替えて、払って、そしていわゆる領収書等なりを申請してお金を頂くという形になるのかなとは思いますが、そこら辺のお金のやり取り、もう少し詳しくお話しいただけたらなと思います。

○議長（石原幸雄君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 1点目の広報の仕方ということでございますけれども、まず確におっしゃる部分で、議会の議決よりも早く広報するということの難しさというのは多分にあると思います。議員もおっしゃっているとおり、コロナ感染がこれだけ拡大している中で、市としては早めに本当にお知らせしたいという、それ1点で広報させていただきました。それでも、今度は誤解を与えて、議会の方、あるいはコロナ申請する方に誤解を与えてしまっはまずいということで、苦しいことになってしまうのですけれども、議会のほうにも御迷惑をおかけすることになるかも分かりませんが、議会の議決、これはもう絶対条件ですので、この文を書かせていただいたということでございます。

それと、この件に関しましては、国・県、県のほうがちょっと訪ねてきまして、強力でやってくれというお話もございまして、県と国の2つのところからの財源で実施するというところで

ございます。以上です。あとは担当のほうからよろしくをお願いします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 支払いまでの流れを御説明いたします。

まず、申請者が、牛久市に補助金の申請書というのがございますので、そちらを提出していただきます。それをもって、補助金交付決定通知を市から申請者に出します。そういうものが全て工事とか終わった後、実績としまして補助金請求書を出していただきます。その請求書に基づいて、もちろん審査をした後ということですが、補助金を交付するということになってございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第93号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第94号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第94号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第95号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第95号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第96号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第96号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第97号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第97号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第98号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第98号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第100号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第100号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第101号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第101号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で意見書案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で意見書案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第12号についての質疑を許します。19番市川圭一君。

○19番（市川圭一君） それでは、意見書案第12号に対しまして、何点か質問をさせていただきます。

若者への緊急支援ということでございますが、これに対して反対をするわけではありません。ただ、この文言の中の、どちらかというと学生に対しての支援というのがメインなのかと感じられるのですが、まず一番ちょっと気になったのが、記の3と4ですね。これはどちらかというと、学生というよりも、もう働いている方がメインではないのかなと思います。ですので、1、2と3、4の関連性がちょっと違うのではないかなというのを感じてしまったので、ちょっとその点についてもう少し詳しい説明をお願いいたします。

あと、鬱病等自殺者が、経済的困窮があるから増えているのだと文面からも取れるのですが、どちらかというとコロナ禍で自殺者が多かったのは、女性のほうが割合的に、芸能人の方なんかでも突然トップ女優の方が亡くなってしまったりとかという形があったと思います。もちろん経済的困窮というのは分かるのですが、そこら辺の関連性ですね。具体的な理由がもし説明できるのであれば、もう少し詳しく説明をしていただけたらなと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 7番伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 1点目の記の3、4については、働いている人への支援ではという御質問でございますけれども、若年層でも非正規、また正規でも働いている方がいらっしゃいます。さらに、中小企業を経営されている方もございます。なるべく幅広くということで、3、4を盛り込ませていただいたということになります。

また、自殺は女性のほうが多く、必ずしも経済的なことだけではないのではないかと質問かと思っておりますけれども、若者に寄り添う姿勢を示すことによって、精神的な安定ということにもつながるのかなと考えまして、文章を加えさせていただきました。以上となります。

○議長（石原幸雄君） 伊藤議員、座ってください。

市川圭一君。

○19番（市川圭一君） 趣旨はもちろん……。

○議長（石原幸雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

市川圭一君。

○19番（市川圭一君） それでは、今度は正面からということでもよろしく願いいたします。

趣旨は、本当に反対しているということではないというのは御理解いただけると思うのですが、ちょっと今の説明ですと、困窮学生全てというところがすごく引っかかってしまうのです。いわゆる経済的困窮、それは若年層の社会人等々もあるというのは分かるのですが、この2番のところに、困窮学生全てにとなっていますよね。そこで、3、4でどちらかというところと経営の視点のそちらのほうを守るという、ですからもう少し細かい、学生なら学生に対しての支援はこういうふうにしたほうがいいのか、社会人ではこういうふうにしたほうがいいのかという説明の仕方が少し足りないのかなと思っております。

若者支援、私も息子、長女がいますので、現に働いていますから大変なのは分かっております。ですので、文言の内容が、ちょっとこれを読んでいても、いまいちぴんとこないというのをすごく感じてしまうのです。多分これを読んでいると、皆さんもそう思われる点は何点かあるのではないかなと思っておりますので、そこら辺をもう少し、せつかくこういうものを出すのであれば、ちゃんとしたものの形で出していだきたいなと私は思っております。ですので、その点、今の御説明だと、多少ちょっと、私もあまり頭では理解ができなかったもので、もう少し詳しく説明ができるのであれば説明していただければなと。もし提出者、須藤議員もいらっしゃいますから、伊藤議員と須藤議員の中でどちらかでも構いませんので、もう少し内容的に詳しくできるということであれば、御説明をいただければなと思っております。

○議長（石原幸雄君） 着座のまま、暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

7番伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 明確化したほうが良いとのことですが、1回目の答弁のとおり、学生だけというのではなくて、なるべく幅広くということで盛り込ませていただきました。

1、2、3、4の一つ一つの項目については、明確に内容を記載してあるのかなと思っております。以上となります。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で意見書案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、決議案第4号についての質疑を許します。18番諸橋太一郎君。

○18番（諸橋太一郎君） それでは、決議案第4号について何点か質問させていただきます。

福祉に関する諸政策の推進ということで、これは当然私自身も強力に推し進めていくものだと考えております。

今回の質問につきましては、「相談者のプライバシーへの配慮に欠けるとの指摘がなされ」と書いてありますけれども、現在のそういった相談者の現状がどのようになっているのかという点をお伺いいたします。

また、記の1番において、庁舎増設等を含め実現することと書いてありますけれども、既存の公共施設等の活用で対応できるのではないかとも思いますけれども、その点についてどう思われるのか。

また、先日、新たな施設整備や建設についての同僚議員の質問に対して、執行部からは全市の視点から、既存施設の改修、インフラ整備を優先するという答弁がありました。また、監査委員からの審査意見としまして、具体的には自主財源を確保するため、市有財産等の活用に取り組むこと、投資的事業の実施については、地方債残高など将来負担に十分留意することというような意見が提出されておりますけれども、今回の決議の庁舎増設等という文言があることによって、今回の決議については執行部の答弁や監査委員の審査意見と真逆の決議になると思っておりますけれども、その点についての御認識をお伺いいたします。

続きまして、コミュニティバスかっぱ号の無料化について質問いたします。

現在75歳以上の方の利用料が幾らなのかというのを分かっているか、お示しいただきたいと思っております。また、75歳以上の自動車の運転をしている人についての対応はどのように考えているのかという点を2点目として質問いたします。

3点目は、かっぱ号運行地域でない方については、このかっぱ号無償化と公表された場合に、不公平感が出ると思うのですが、その点についてどういうふうにお考えなのか。また、先般のデマンドタクシーの導入について、このかっぱ号の無償化とどのようなすみ分けになるのかお示しいただければと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 15番須藤京子君。

○15番（須藤京子君） それでは、諸橋議員の数点にわたる質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の市役所本庁舎、特に障害や生活保護等の窓口、そうした窓口対応、プライバシーを保護できているような状況なのかどうか。相談スペース、その現状はどうかという

ことでございます。これは諸橋議員も御承知のように、1階東側の出入口から入ったところにカウンターがございますよね。そこで主にやられているということです。生活保護も。そしてまた、保健福祉部のところには若干区切られたスペースもございます。また、障害者の相談スペースというようなことでは、障害者相談事業なども行われて、区切られたところで行われている。ただ、初めて市民が訪れて社会福祉課の窓口に行ったときには、大体カウンターになるのですね。今パーティションで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、シートがかけられたりしているわけですが、声の漏れというのは外で聞かれてしまうわけですよ。そうした状況が往々にしてあるということで、スペースは若干あるんだけど、使われていることが多く、全ての市民の方がそういうところを利用して相談ができるという状況にはなっていないということです。

それからまた、施設整備、記の1のところ、庁舎増設等を含めということで書いてございますので、施設整備ということでは、総合的、俯瞰的に鑑みれば、そのことはいかなものかというような御質問だとは思いますが、実は令和2年3月議会に議員が同様の趣旨の質問を行った際、答弁として、1階カウンターや相談室の状況について、改善が必要であることは以前から認識しており、感染症対策としても労働環境の整備としても現在のスペースは十分ではない。また、分庁舎も老朽化が目立ち始めており、難しい課題であるが、総合的に考え、そう先に送ることはできない。スピード感を持って実行していくときが来ているのではないかと考えている。これはちょっと若干、議員が書いた議会だよりを引用していますので、このような文言ぴったりということではないと思いますけれども、市としてもこの辺を認識しておられるということは事実だと思っております。

そうしたことから、現在のコロナ対策におけるスペースの確保、これは全庁的に大きな問題となっているということは否めないということの中から、おっしゃるように既存の施設をうまく利用することが一番の前提となります。ですが、それがどういうふうにできるか。これは、私たち議員には執行権、それから予算権もございませんので、それをどう確保するかということとを逐一議会で決議を上げるということではできませんので、この辺はもう執行部にお願いというか、判断を仰ぐ以外にないと思っておりますので、ここで私が述べることはできませんが、そうした市民の声を受けて、そのスペースが確保される必要はあるだろう、そして、その認識は以前の議会答弁でも行われているということとを申し上げたいと思っております。

それから、コミュニティバスにつきましては、75歳以上の利用者、今現在どのぐらいいるのかということ、多分担当課でもカウントできるような状況になっていないと思っておりますので、私も存じ上げてはおりません。この件に関しては、どのぐらいの財政負担になるのか。無料のバスを出すということは、75歳以上の高齢者ということになると思っております。この件に関して

は、8月24日の議員全員協議会において、市長が同様趣旨の発言をなさっていたということを受けまして、もし市としてそういうようなお考えがあるのであれば、これからの工程を示していただきたいということの意味で、この3点目を挙げさせていただいた次第です。

そしてなおかつ、運行地域以外のコミュニティバス運行地域以外の方々の不公平感ということでもございましたけれども、これについても確かに運行地域以外の方、無料になると、若干の負担をするデマンド型ということでは、違いはある。ただ、コミュニティバスというのは家からその停留所まで行ける、その元気のある方なんです。デマンドは、お金は要するのですが、自分の自宅のところまで、近くのところまで来ています。もうこの点は、サービスの違いというのは当然あるわけで、そのような対価が果たして妥当なのかということは別ですが、幅広く多くの市民が出かけられるように、75歳以上の方のかっぱ号を利用しやすくする体制をつくる、これが市としてお考えであるのであれば、今後の中で示していただきたいということをお願いしたいということで、議会の意思を示したいと。

それで、執行権、それから予算権がない私たちができるのは、やはりこういう決議を上げて、今議会などで2番もそうですけれども、以前に整備の必要、拡充が必要だということはおっしゃっておられるのです。その答弁を踏まえた上で、より一層コロナ禍の中で明確に出てきた課題について推進していく必要があるのではないかということで、こういう表記になったというような次第です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 諸橋太一郎君。

○18番（諸橋太一郎君） 須藤議員の答弁のとおり、議員には予算の執行権もなく決定権もないので、非常に答えづらいという部分は重々理解をしております。それについて、先ほどありましたように、今後コロナショックにより多大な財政負担が見込まれている状況で、こういった庁舎増設等に多くの市民の理解が得られるか、この辺が大きな鍵になってくると思うのですが、非常にこういった部分、ナイーブな部分の質問であると思うのですが、これを記の1番として出ているということは、これは表に出る話ですので、この辺について多くの市民の理解が得られるかという点はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（石原幸雄君） 15番須藤京子君。

○15番（須藤京子君） それでは、諸橋議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

ここに庁舎増設等ということを書いておりますので、こうした方向性の中で、今後市が進むということであれば、市民の理解をどう得るのかということになりますけれども、この点についても私から申し上げられる範囲というのは少ないと思います。執行権がない私が、どういふうにこれを進めるべきだということをお願いすることはできないからであります。市が判断されたときには、市民に丁寧な理解をしていただくということはもちろんのこと、それから

ももとの、増築につながるかどうかは別の話でございますけれども、執務環境をきちんとするということが、市民サービスの低下を招かない一つの大きな背景にもなり得るということ。そういう点、それから私が市の考えを述べることはできないので、そのことは提言だとは思いますがけれども、やはりその点は市民の理解を得るための、もしこういうような、市の御判断がこういうスペースを確保するという、それから執務環境、コロナ禍における、今御存じのように第3会議室はいろんな課の人がいて、そこで執務していますね。そのために私たち議員の活動の場も制限されるような状況、こういうことをやはりきちんと皆様にお伝えする中で、理解は得られていくものと私は確信しております。

ただ、そういう御判断、増築等の御判断をなさった場合には、それはきちんと適切な建設の方法、建設になるかどうか分かりませんが、そういうような手法は取られると思っております。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で決議案第4号についての質疑を終結いたします。

ここで、自席にて、暫時休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時06分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

ただいま議題となっております議案第83号ないし議案第101号の18件、意見書案第10号ないし意見書案第12号の3件、決議案第4号の1件については、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付してあります付託表のとおり、所管常任委員会へ付託いたします。

令和2年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

議案第 83号 牛久市第4次総合計画基本構想の策定について

議案第 84号 牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について

議案第 85号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 87号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

意見書案第10号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について

◎教育民生常任委員会

議案第 89号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 91号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 92号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 94号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 96号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 97号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

意見書案第11号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について

意見書案第12号 コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出について

決議案第 4号 福祉に関連する諸政策の推進を求める決議について

◎産業建設常任委員会

議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 95号 令和2年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 98号 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第100号 損害賠償の額を定めることについて

議案第101号 指定管理者の指定について

○議長（石原幸雄君） つきましては、各委員会において受託案件を審査終了の上、12月1

8日の本会議に審査の経過並びに結果を報告されるようお願いをいたします。

次に、日程第23、休会の件を議題といたします。

休会の件

○議長（石原幸雄君） お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明日12日から17日までの6日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、明日12日から17日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時08分散会